

焼津新聞

No. 137

昭和36年6月1日発行

昭和35年6月21日
第3種郵便物許可
毎月1回1日発行

発行所 焼津市役所

編集兼
発行人 加藤 舜

印刷所 蒔田印刷所

定価 2円



優良赤ちゃん 三十人を表彰

春季優良乳幼児の表彰式が
五月二十二日行なわれま
した。
表彰された赤ちゃんはつき
の三十人です。

- ()内は保護者名
- ▽森 茂雄(久雄) 浜当目
- ▽法月 享(貢) 田尻
- ▽合雅利(利平) 焼津
- ▽曾根 雅之(薫) 小川
- ▽増田尚稔(久夫) 中
- ▽稲森昭浩(昭治) 中根
- ▽横田 治(弥男) 大覚寺
- ▽良知忠明(昭一) 焼津北
- ▽尾上 亘(英夫) 焼津
- ▽葺科毅志(甲子男) 中里
- ▽大坪正治(圭二郎) 道原
- ▽赤堀真一郎(武司) 焼津
- ▽川口 孝(博志)

人事異動

五月十五日付で課長と補佐
の人事異動がありました。

- 副収入役兼出納室長
村松 一夫
- (監査委員事務室長)
総務課長 加藤 舜
- (税務課長)
企画課長 北山 宏明
- (福祉事務所長)
税務課長 清水 成一
- (市民課長)

- (焼津) 鈴木よしの(義之)
- 中根新田 多々良公美子(俊夫)
- 大村新田 田賀佳代子(秀一)
- 塩津 渡仲純子(鏡行)
- 港町 宮崎敦子(順)
- 小土 小林淑恵(実)
- 小川 平田悦子(恒夫)
- 石津 飯塚直理子(明)
- 中港町 大畑典子(勝弘)
- 青野治美(志郎)
- 増田ひろ美(広志)
- 本中根 小沢由起子(忠樹)
- 焼津北 小石佳子(令一)
- 焼津 鷲野美保(秀夫)
- 小川 島香苗(理夫)
- 三ヶ名

- 市民課長 高橋 敏郎
- (産業課長)
産業課長 法月 昭三
- (水道課長)
水道課長事務取扱 松永 一雄
- (助役)
総務課長補佐 実石 甚一郎
- (税務課第二徴税係長)
企画課長補佐 榎田 英太郎



浜当目文化協会 婦人部に感謝状

市では浜当目文化協会婦人部(杉本みね会長外二十八人)にさる五月十三日、感謝状を贈りました。

会が発足した際に団体加入し、この時から市の火葬場の祭壇に生花を捧げようときめました。それ以来、五日ごとに会員が生花を故人の霊に供えていたものです。
【写真・市長から感謝状を贈られる婦人部員】

こども会を表彰

五月五日のこどもの日を記念してこども優良こども会が表彰されました。

- 焼津市表彰
- さざなみ子供会—東小学校
- れんげ草子供会—西小学校
- 平和子供会—南小学校
- 松葉子供会—豊田小学校
- ニコニコ子供会—小川小学校
- いちよう子供会—東益津小学校
- すみれ子供会—大富小学校
- 建設課長補佐 長谷川 善一
- (建設課庶務係長)
福祉事務所次長 牧 葆
- (総務課秘書係長)
出納室長補佐 中野 富吉
- (税務課長補佐兼税制係長)
総合病院事務局長 亀山 謙次郎
- (市民課長補佐兼第一保除係長)
(出向)
監査委員事務室長 増井 弘
- (総務課長)

第一白鳩子供会—和田小学校
県知事表彰
若葉子供会—大富小学校

市へテレビを寄贈

静岡船舶電機KK社長 長谷川第三氏から、さる九月十五日にテレビ二台を寄贈されました。市では一台を特殊学級の教材に、一台を市役所に備える事にしました。

納税は自ら進んで

納めよう

県ではただいま「住みよい郷土 明るい静岡県」の建設のため、いろいろの事業を行っていますが、これらのものとなる「税金」をぜひ期限内に自分でお納めねがいます。したがって今後はできるだけ徴収のためにお宅へ訪問することはやめたいと思います。

みなさんのご協力をお願いいたします。
—藤枝県税事務所—

婦人一般

身上相談所

六月十二、十三日の二日間：午前十時から午後三時まで
場所：中港町松浦旅館前
望月方と新屋あみだ寺



市長と中学生の語る会

市内7中学校から選ばれた代表と

「市長と中学生の語る会」が、さる五月十一日児童福祉週間を記念して、午後一時半から議場で行なわれました。この日市内七つの中学校から、それぞれ男女二人、全部で十四人の生徒が市長を囲み、日頃疑問に思っている市政のことや、学校の問題について二時間ほど語り合いました。つぎにこの日交わされた話し合いから、主なものをとりあげてみました。

出席者

- | | |
|----------|--------|
| 焼中本多正直 | 伊藤百合江 |
| 大村中山田重喜 | 佐藤加代子 |
| 豊田中勝岡正敏 | 金原ふみ子 |
| 小川中見原昭儀 | 松岡麗子 |
| 東益津中岡田悟和 | 芹沢富江 |
| 大富中原田昌明 | 奥川正枝 |
| 和田中村上佳司 | 小長谷マサエ |



問—豊田中

いま焼津市は赤字で財政が苦しい。だから学校でも十分節約しろといわれます。これでは満足に勉強ができませんから、早く赤字を黒字にするよう考えてください。

答—市長

赤字について申しあげますと、最初約四億円ありましたがその内はじめ郵政省から三億七千六百万円というお金を借りて、その書きかえの時は全部返し、つぎは三億四千万円を借り、こしは二億九千万円ほど借りましたが、去年とことしては相当余分に返しています。この赤字を返すには九九年の計画が立てられています。この計画期間中は国や県の監督下にありますが、仕事はたくさんありながら大変きゅうくつです。

が全々できなくなってしまう。こんなわけで学校の方へも、十分なことはできませんが、市民全部のしあわせを考えなければなりませんので余ゆうのある限り、大切な仕事から片付けていきたいと一生懸命考えています。

問—大村中

焼津港はたくさんさんの水揚があります。魚市場を市営にしたら、市にも相当の収入があると思えますが、どうして市営にならないのですか。

答—市長

焼津港の成り立ちからお話ししますと、まず県から土地を借りて魚市場の施設をつくり、この施設を焼津漁業協同組合が直接の経営に当たるといふ建設当時から約束となっていました。

では、漁港と市との関係でほかの面ではどうなっているかといえますと、漁港の修築をする場合、国から出る費用の1/4を県が負担し、地元がやはり1/4を出す。この内七割は魚市場の水揚額などから漁協が出し、残りの三割を市が負担するというしくみになっています。

合いも進められており、いま申しあげたような方向にだんだん変っていくという事はたしかのようです。

問—東益津中

小川漁港を商港にしようという事が最近いわれていますがその事についてお話ししてください。

答—市長

まず小川港がいまではせまくなつたということ、すでに五九年計画の工事も終りましたので、来年からどう考えていったらよいかと思つています。

過日漁港協会の人に現地を見てもらつて案を作つてもらいました。それによると、いまの港から北へ幅三百メートル長さ六百メートルを掘るといふものです。地元としては水天宮神社の裏側の方へ掘りたいと思つています。いづれにしても、小川漁港の将来は商港として考えていった方がよいと思つていますが、またこれを決定する時期にはきていません。大体漁港は農林省商港は運輸省と、政府の管かけがいが、予算面でも多額な費用があるのでどうするかはつきり決まらないのです。そのほか大井南部の発展の様子もこれからは変わってくるので、いづれははつきりするとしても、いまのところむずかしい問題だといえます。

消防法の一部が昨

有、管理、または占有し

ホール。

ハ、待合、料理店、飲食店、その他これらの類。

ワ、倉庫(冷蔵庫を含む)

ユ、工場、作業場。

カ、以上に該当しない事業所

改正され、本年四月一日に施行されましたので、次に該当

る方は、ただちに消防署へ届け出てくださ

する建築物は防火管理者を定めたり、消火設備、警報設備をしなければならぬに

工場事業所等には

消防設備を備えましょう

なりました。皆さんのうちでこれらに該当する建築物は防火管理者を定めたり、消火設備、避難設備、警報設備等を設備しなければならぬことになりました。

建築物の種類
イ、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場。
ロ、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他、これらの類、遊技場、ダンス

合は、必ず市の許可を受けてから施工してください。
ホ、水道にのこるのは断水、消火栓の使用等が原因ですもし疑わしい場合は水道課へ連絡してください。
なお簡易水道取扱関係者においては、特にこれからが梅雨期ですから、滅菌消毒に留意してください。



厚生省・都道府県・市町村
日本水道協会・全国簡易水道協議会

水道に感謝を

水道は私たちが文化生活を営むためにも、産業の発展、あるいは防火上にも実に大きな役割を果たしているのです。「水道週間」に際して、私たちはあらためて水道の恩恵に感謝したいものです。

水道使用上の注意

イ、水道の蛇口にゴムホース、ビニールを使用した際、タライ、バケツ、水そう等の中に管の端を入れたままに

しないでください。断水の場合同様に水を逆に吸い込むことがあります。
ロ、給水管にはポンプや機械類を直結しないように。
ハ、家庭内の漏水は直ちに水道課（日曜、祭日、夜間の場合は浄水場）電三三二〇）または指定工務店に連絡して修繕するよう取り扱ってください。
ニ、家庭内の工事および屋上に温水タンクを設置する場

（注）施設に前記のような設備を定めないと、消防法によって罰せられる

ニ、百貨店、マーケット、ホ、旅館、ホテル、宿泊所、寄宿舎、下宿、共同住宅、へ、病院、診療所、助産所、養老施設、幼稚園、ト、小学校、中学校、高等学校、また各種学校（洋和裁縫、編物学院等を含む）チ、図書館。
ス、車輛の停車場（旅客の乗降、または待合の建物に限る）
ル、神社、寺院、教会、その他これらの類。

（農協、銀行等）
ヨ、以上のもの以外でも、以上のものに該当するものがあるもの。
タ、延長五〇メートル以上のアーケード。
レ、船舶安全法第二条第一項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船、その他の舟で総トン数五トン以上の舟で、総トン数五トン以上の舟で推進機関を有するもの、および道路運送車輛法またはこれに基づく命令の規定によって消火器を設置することになっていない車輛。

（イロハ順）
▽小野田宗一郎―三右エ門新田五七四
▽大畑 広―焼津北二二の二
▽田中俊雄―焼津一六の一
▽成瀬登志夫―道原一九〇
▽内田良吉―新屋五六
▽野沢正男―石津七〇七
▽松永松治―小石川町一一二
▽小橋孝義―塩津四七九の一
▽小長谷重一―焼津四〇三の二
▽遠藤俊二―焼津八四三の二
▽朝比奈貞次郎―中港町一九九
▽金原恵作―治長請所
▽平口光一郎―中港町二二七
▽鈴木愛三郎―中七四七
▽杉村金男―北新田三三六の一

土地、家屋の調査

測量は調査士に依頼をうけて登記所に備えてある土地台帳や家屋台帳の登録について土地と家屋に関する調査、測量、または申告手続きをすることを業とする土地家屋調査士は、静岡地方法務局長の認可をうけて登録されています。

記

日時 六月九日、十日 午前八時～午後四時四十五分
場所 産業課配給係
持参する物 購入通帳および印鑑

お米の販売所の変更について
販売所を変えたい方はつきのとおり受けつけます。

答―市長
日本は工業立国、県は工業立県ということがいわれていますが、したがって県はいま総合開発をしています。この辺は西駿河湾地区の内井南地区に属しており、大井川の水を使い工場を作って工業生産をあげていく、このように工場ができれば田畑は当然潰れていきます。

答―市長
漁業に従事する人、なかでも船乗りになる人が少なくなってきたその原因には、まず生命の保証ができない危険な仕事だということ、収入が安定しないということなどがあてはまる。それで岡の仕事につく人が多くなっているのだと思います。

そこで農業労力を工業に向けていく事が考えられるわけです。それでは農業の方はどうなるかといえますと、耕作地をなるべくまとめ、機械類を入れて合理的にしていくようになり、米麦だけにたよる事なく、養鶏や、果物類など経営を多角化し、農業の所得をあげていく。農業が共同化されれば余った労力ができ、それを工業方面にまわす。こうする事によって所得を安定させていくというやり方なのです。すでに焼津でも農協を一つにまとめるという話し

【以上のほかに、学校に直接関係のあるたぐさんの質問がありました。紙面の都合で全部を集録できませんことをおことわりします。】

おわび

前号予算説明中保健衛生費一千四百九十九万五千円が脱落してしまいましたのでおわび致します。

広報やいづ

福祉年金を受ける方へ

前年の所得状況の届出を

◎福祉年金を受けている方は毎年六月に前年の所得状況を県知事へ届け出ることになっていきます。

◎この届出をしないと九月からの年金を受けられませんから五月の支払いを受けたら至急国民年金係まで届け

出てください。

◎届出は国民年金証書と印かんをもって六月十五日までに提出してください。

福祉年金支給を停止する扶養義務者の所得税額が別表のように変わりましたからお知らせします。

所得税額	者の数
18.700円	0人
18.100円	1人
17.200円	2人
16.600円	3人
14.200円	4人
12.100円	5人

◎拠出制国民年金印紙は福祉事務所国民年金係で売りさばきをしています。

従業員預り金

通帳について

事業主が従業員から預り金について発する預金通帳については、国民貯蓄組合のあっせん（国民貯蓄組合法第二条の二）による場合と、否にかかわらず、発行者が事業主である場合は国民貯蓄組合に該当しないので、印紙税法第四條第一項第三号の預金通

帳として、一冊一年以内の附込みに対して課税の取り扱いとなるものです。ただし国民貯蓄組合法施行規則第五條第一項ただし書の場合に、組合長が各組合員に対して発行する通帳については、印紙税法第五條第九号の二によって非課税の取り扱いとなります。

— 藤枝税務所 —

新しい郵便の取り扱い

六月一日から一部が変わる

郵便物の取り扱いが六月一日からつぎのように変わりました。

郵便物の大きさと重量

いままでも大きさの最小限はありますが、ほとんど次のような最小限ができます。円筒形やこれに類する形のもの

長さ 十二センチ
直径又はいちばん幅のせまい部分 三センチ
その他の形のもの（立方体、長方体など）

長さ 十二センチ
幅 七センチ

現金や貴重品は書留で

現金や貴重品は、いままでも普

通郵便に封入することができましたが、これからは書留にしなければ差し出せないこととなります。

市内特別郵便物は

差し出しの条件に次のものが加わります。

郵便物の大きさが長さ二十七センチ、幅二十センチ以内であること。

あて先が差出郵便局の郵便物配達区域内（六大都市では同一の行政区内）であること。

同一人からの一回の差出通数が六大都市の行政区内では二百通以上、その他の地域では百通以上であること。

郵便料金のあらまし

通常郵便物

第1種	書状 (20グラムまでごと)	10円	
第2種	はがき	5円	
第3種	新聞などで新聞屋さんから差し出 (100グラムまでごと)	2円	
	上記以外の新聞雑誌 (100グラムまでごと)	6円	
第4種	点字	無料	
	通信教育の教材 (100グラムまでごと)	4円	
	農産物種苗 (100グラムまでごと)	2円	
第5種	上記以外のもの (50グラムまでごと)	10円	
市内特別	(50グラムまでごと)	8円	
小包郵便物			
	2kグラムまで	4kグラムまで	6kグラムまで
市内小包	50円	70円	90円
第一地帯あて	90	120	150
第二地帯あて	120	160	200
第三地帯あて	170	230	290
特殊取扱 (主なもののみ)			
書留	現金 1.000円まで	40円	以上 2.000円までごと 5円
	物品 1.000円まで	40円	以上 2.000円までごと 1円
配達証明	60円		
代金引換	60円		
速達	通常 30円	小包 70円	

簡易保険

新加入運動

郵政省簡易保険局では保険料の引き下げと、保険金最高制限額の引き上げを機会に大蔵省、自治省、貯蓄増強中央委員会の協賛のもとに五月六月の二カ月間「生活生計簡易保険新加入運動」を展開して

います。みなさんの一層ご理解あるご協力を望んでおります。

— 焼津郵便局 —

県管内地図の発行

◎地図は二十万分の一、A全版全県地図（約新聞紙二頁大）で八色刷り、外に合併市町村新旧対照図、県観光図等掲載。

◎裏面は三十五年度に実施した三大統計（国勢調査、農林センサス、事業所統計）の外諸統計の解説、図表、写真等掲載。

以上を掲載した県統計課編集の管内地図は、企業、経営販売等の資料に、統計研究に学校教材等に使って大変便利です。

※

美麗袋入りで頒布価格

一部 七〇円

市価の半値程度

◎申し込み先は、市役所企画課統計係まで。